

モンゴル IT ネットワークグループ規則

第一章 グループ総則

(名称)

第一条 本グループの名称は「モンゴル IT ネットワーク」(英名：Mongolian IT Network 略：M-IT) と称する。

(目的)

第二条 本グループは「IT をテーマに集まり、IT 技術をモンゴル文化に浸透させる」を焦点とした基本理念でそれに基づく活動や政策の実現を図ることを目的とする。

第二章 会員

(会員)

第三条 本グループの会員は、本グループの基本理念及び政策に賛同する IT 関連会社に所属するモンゴル人であるもの、または自らの志願で、入会手続きを経て入会したグループ活動に積極的に参加出来るものとする。

(退会)

第四条 会員の退会は手続きを経た上で自由に行える。

第三章 グループ運営ルール及び役員

(総会)

第五条 本グループは年に一度の総会を開催するものとする。

5-1 総会

- ・開催時期：毎年原則 12 月第一土曜日
- ・上記日程を調整する場合は 12 月第二土曜日を候補日とする（それ以外で調整する場合は委員会で可決する）

5-2 総会の位置付け

- ・一年の総まとめ会として、一年間通しての活動報告や前年比成長結果報告会とする
- ・委員達及び委員長を選別する
- ・委員長や委員達に総会における候補人を設置しないため、個人発表なども総会開催当日は一切行わないものとする

(委員会)

第六条 本グループはグループ運営を円滑に行うために不定期的に委員会を開催するものとする。

6-1 委員会

- ・委員達の総称を委員会とするが、グループ運営を円滑に行うための話合いの場でもある
- ・委員会の開催は不定期であるが、開催日時などは原則委員長が指令を出す

6-2 委員会の権限

- ・グループ運営上の重要なことを委員達の話合いの上で可決する
- ・臨時総会を開き、委員会や委員長の再選を行える
- ・グループ活動停止の決定
- ・委員処分の決定

(役員)

第七条 本グループはグループ役員として委員長と委員を選別するものとする。

7-1 委員長

- ・グループを代表する人として年に一度総会で選別する
- ・任期は原則翌年の総会開催日までとするが、再任は可とする
- ・総会での委員長選別は原則1名とする
- ・任務期間中に退任する意向があった場合、自ら臨時総会を設けるものとし、その開催日を退任日とする

7-2 委員長の権限

- ・グループ体制構築（部署設置、部長任命や顧問など外部役員の任命）
- ・一般会員を委員会へ入会させる（委員任命）
- ・ホームページ、ブログ、SNS などへ管理者権限
- ・会員処分の決定

7-3 委員

- ・総会で一般会員の中から選別された人、及び委員長が任命した人とする
- ・総会での選別人数は前任の委員長が決定するものとする
- ・委員の在任期間は翌年の総会までの一年間とする
- ・委員退任をする場合は委員会で可決するものとする

7-4 委員の権限

- ・委員は委員長を補佐し、グループの運営を統括する

- ・本グループに於ける会員の推薦や入会の承認、及び会員情報管理
- ・委員長が不在時などの代役
- ・ ホームページ、ブログ、**SNS** などへ編集者権限

第四章 後援制度

第八条 第八条で定めた以下のものはグループ後援者とする。

8-1 年間後援者

- ・ グループ活動を応援する意志があるものはどなたでもグループの後援者になることができる
- ・ 後援者は後援金額を支払い、その期間のみの後援者となる

8-2 年間後援者の待遇

- ・ 後援者は後援者としての期間にグループのホームページやブログ、**SNS** アカウントなどに個人や団体名称のみの情報は無条件で掲載するものとする
- ・ 後援者はグループ活動開催などを提案することができる

8-3 イベント後援者

- ・ グループで開催する活動へはどなたでもイベント後援者になることができる
- ・ イベント後援者は後援金額を支払い、その一回のみのイベント後援者となる

8-4 イベント後援者の待遇

- ・ イベント後援者はグループのホームページやブログ、**SNS** アカウントなどに開催イベントの共催者と名前を掲載するものとする
- ・ イベント後援者は一度のみのイベントを提案し、そのイベントを共催することができる

8-5 スーパー後援者

- ・ グループ活動を応援する意志がある上、イベントなど共催したいものはどなたでもグループのスーパー後援者になることができる
- ・ スーパー後援者は後援金額を3口以上支払い、支払った日から一年間はスーパー後援者になれるものとする
- ・ スーパー後援者は後援者としての期間中は年間後援者とイベント後援者の待遇を全て有するものとする

8-2 後援金額

- ・ 個人：10000 円(一口) 法人：30000 円(一口)

第五章 倫理

(倫理の遵守)

第九条 会員や後援者は、政治倫理に反する行為、他組織の名誉を傷つける行為、本規約およびグループの諸規定に違反する行為を行ってはならない。

(処分)

第十条 委員長は委員会を通して其の者を処分出来る。

第六章 政律

(政律・ルール)

第十一条 本グループは基本理念の実現のため、会員の心得として、複数人での長期活動において（例：勉強会）は政律やルールを定める。

(政律の改廃)

第十二条 政律の改廃はメンバーからの正当な理由により、改廃の議決をとり、可決、委員会での承認が出た場合、改廃出来る。

第六章 規約等

(グループ規約)

第十三条 本グループの円滑な運営を行う為にグループ総則（本紙）とは別に会員規約を定める。

(新规定)

第十四条 新しい規定が必要となった場合、会員の議決をとり可決され、委員会での承認を得た場合、新规定を定める事が出来る。

(規定の改廃)

第十五条 規定の改廃が必要となった場合、会員の議決をとり可決され、委員会での承認を得た場合、規定の改廃が出来る。

